

港区民間協創制度の創設について

1 背景

(1) 国及び他自治体における官民連携の推進

国は、行政と民間が連携し、互いの強みを生かすことで、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値及び住民満足度の最大化を図るため、地方自治体の官民連携の取組を推進しています。

他自治体においても、企業等から提案を受けて事業を実施する制度など、公共サービス向上のための官民連携に取り組んでいます。

(2) 区における企業連携の推進

区は、平成30年4月に企業連携推進担当を設置するとともに、同年9月に港区企業連携推進方針を策定し、SDGs（持続可能な開発目標）の普及促進、がん闘病者の啓発イベントなど、民間の創意工夫を取り入れた事業を創出してきました。

2 港区民間協創制度の創設

(1) 目的

企業、大学、NPO法人等の民間団体（以下「民間」という。）の持つ知識、ノウハウ、先端技術等の強みを最大限生かした取組を民間との協働により創り上げ、区の課題解決や民間の新たな価値の向上につなげることで、地域社会の更なる発展を目指します。

(2) 名称

港区民間協創制度

(3) 本制度のポイント

ア 民間との「対話」を重視

民間からの提案を幅広く受け付けます。民間との積極的な「対話」を重視し、区の現状や課題を民間と共有することで、実現性の高い優れた提案を区政運営に生かします。

イ 港区民間協創制度専用の申込フォームの開設

民間が簡易的な方法で提案することができるようにするため、区ホームページ上に専用申込フォームを新たに開設します。

ウ 対話内容のデータベース化並びに庁内及び区の連携自治体への情報共有

提案者の同意に基づき、対話の内容や提案者の情報について区でデータベース化します。また、実現に至らなかった提案についても、庁内や区の連携自治体に情報提供することで、提案者の知名度向上など、メリットの創出につながります。

エ 「フリー型」と「テーマ指定型」の2類型で提案を募集

「民間の柔軟な発想を最大限生かした提案（フリー型）」と「区の各分野における行政課題に沿った提案（テーマ指定型）」の2類型で提案を募集します。

オ 学識経験者からの意見聴取

提案の実現に向け、知的財産権、法律上の確認等が必要な場合は、弁理士、弁護士等の学識経験者を交え、調整を行います。

(4) 募集類型

ア フリー型

区の行政課題を任意に設定してもらい、その課題を解決するための提案を募集します。当該課題の設定に当たっては、区を取り巻く社会状況、港区基本計画内の課題と取組の方向性等を参考にした上で設定してもらうこととします。

イ テーマ指定型

区があらかじめテーマを指定し、提案を募集します。

【テーマ指定の想定例】

- ・新しい生活様式に対応した行政サービス（オンライン相談等の実現手法）
- ・受動喫煙防止対策
- ・SDGsに関する取組の効果的な連携方法及び普及啓発
- ・放置自転車対策

ウ 対象外となる提案

- ・区民サービスの向上につながらないもの
- ・単なる事業廃止に関するもの
- ・公序良俗に反するもの
- ・政治的及び宗教的な立場から特定の主義主張に立脚しているなど行政の中立性を損なうおそれがあるもの
- ・上記のほか、区が対象としてふさわしくないと判断したもの

(5) 対象者

原則、区内に活動拠点を有する企業、大学、NPO法人等の民間団体
※提案内容を提案者が自ら実施できる団体を対象とします。

<対象外となる団体>

- ・個人（個人で事業を営む者を除く。）
- ・法令又は公序良俗に反する活動を行う団体
- ・暴力団等と関係がある団体
- ・上記のほか、区が連携を行うにふさわしくないと判断した団体

(6) 募集時期及び期間

ア フリー型

通年募集（随時受付）

イ テーマ指定型

テーマごとに任意の時期から原則3か月間とします。ただし、募集状況又はテーマに応じて期間の短縮及び延長を可能とします。

(7) 事業フロー（フロー図は別紙のとおり）

① 申込・受付

提案者から区ホームページ上の専用申込フォームで提案を受け付けます。

② 確認・調整

提案者と企画課で対話を行い、提案内容を確認します。提案内容を確認後、企画課が担当課を決定します。

※提案者の同意がある場合は、提案の採否にかかわらず、提案の内容や提案者の情報について区でデータベース化し、庁内で共有するとともに、区の連携自治体に対しても提案情報を提供します。

③ 検討・協議

上記②を踏まえ、提案者、企画課及び担当課の三者により課題を整理し、提案の実現に向けた検討及び協議を行います。

※必要に応じて学識経験者（弁理士、弁護士等）に助言を求めます。

④ 採否・実施

提案の採否の判断は、企画課と調整の上、担当課が行います。採否の判断後、以下の手続を経て事業を実施します。

【区の費用負担を伴わないもの】

原則、区（担当課）と提案者（民間）との間で事業実施に係る協定（覚書、共催事項確認書等含む。）を取り交わし、事業を実施します。

【区の費用負担を伴うもの】

区が必要な財源を確保し、公正かつ適切な契約事務手続を行った上で実施します。

※提案の採用によって提案者が選定されることを保障するものではありません。

(8) 周知方法

ア 港区広報ツール

区ホームページ、広報みなと、港区区長室ツイッター等で周知します。

イ 関係団体等のネットワーク

関係団体、信用金庫等のネットワークを活用し、様々な業種の企業に周知します。

3 効果

(1) 区

区民サービスの向上、区の行政課題の解決、業務の効率化等

(2) 民間

新たな企業価値の向上、団体知名度の向上、CSR（社会貢献）活動の推進等

4 留意事項

(1) 提案に係る費用負担について

提案に係る一切の費用（企画立案、打合せ等に係る人件費・資料作成費・調整費・交通費等）は、提案者が負担するものとします。

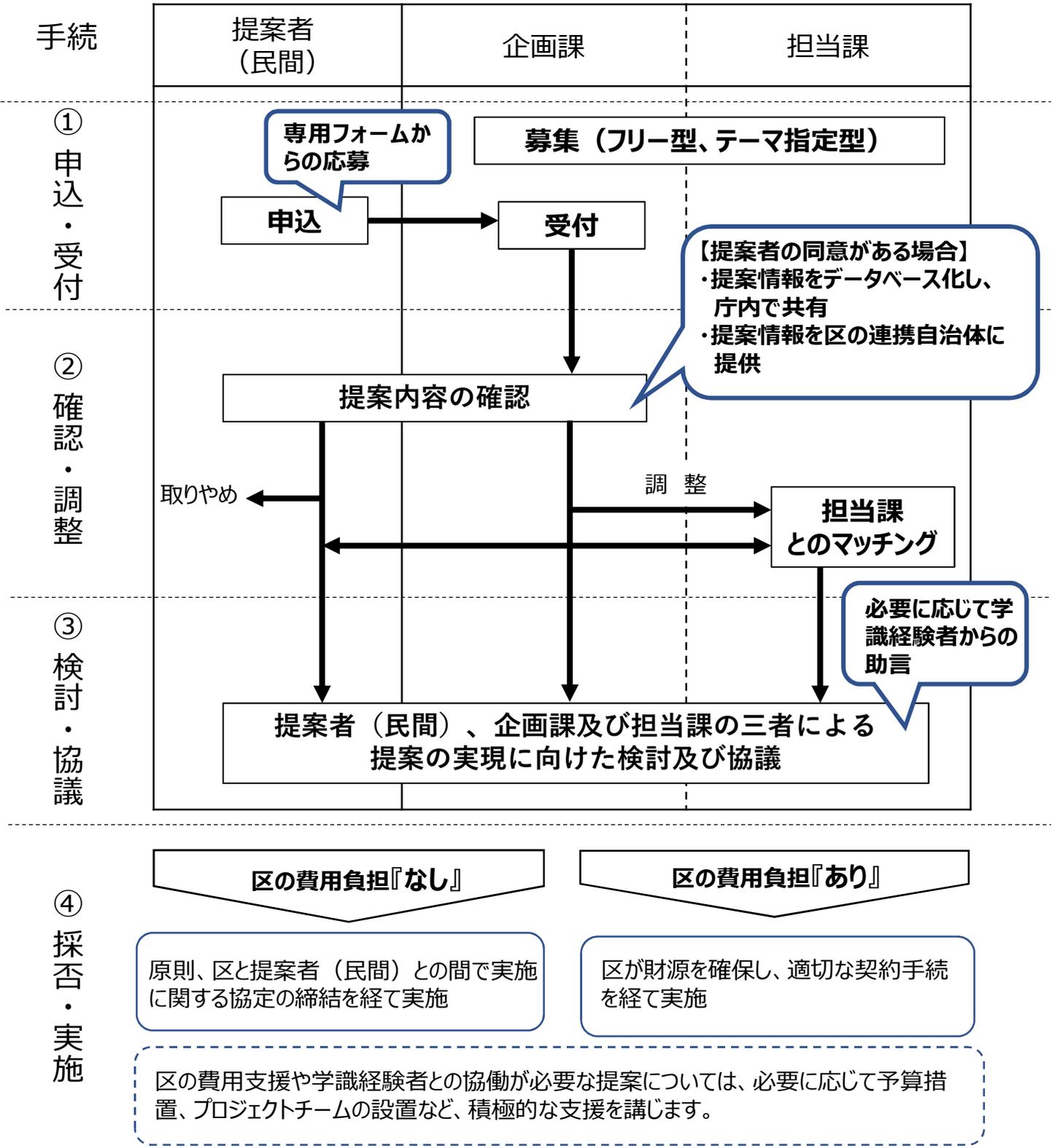
(2) 提案情報の取扱等について

- ・提案者は、提案内容に提案者又は第三者の知的財産権が含まれる場合は、明示するものとします。
- ・区は、提案者から得た情報について、港区情報公開条例に基づき情報を公開する場合及び提案者の承諾があった場合を除き、第三者へ提供しないものとします。
- ・提案者は、区から提供した情報について、その情報を適切に管理するとともに、区から承諾があった場合を除き、第三者へ提供しないものとします。

5 スケジュール

8月 制度開始

港区民間協創制度 事業フロー



区の課題解決や区民サービスの向上
新たな企業価値の向上